

監査委員告示第10号

住民監査請求に係る勧告に基づき、松阪市長が講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により公表する。

平成30年11月6日

松阪市監査委員	西村和浩
松阪市監査委員	加藤恭子
松阪市監査委員	沖和哉

18 松北建第 408 号
平成 30 年 10 月 26 日

松阪市監査委員 西村 和浩 様
松阪市監査委員 加藤 恭子 様
松阪市監査委員 沖 和哉 様

松阪市長 竹上 真人

住民監査請求に係る勧告を受けて講じた措置について

平成 30 年 4 月 12 日付 18 松監第 000018 号「住民監査請求の監査結果について」により勧告を受けたことについて、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により通知します。

記

1. 勧告の内容

市長は、本件法定外公共物(道路)について、平成 30 年 10 月 31 日までに土地の所有権の範囲を画する財産境界を確定させるための措置を講ずること。なお、境界立会協議等が不調となった場合は、その旨を報告すること。

2. 勧告に基づき講じた措置

財産境界を確定させる為に、法務局等で資料収集を行い 6 月 11 日に本件法定外公共物(道路)の境界立会申請を申請しました。その後、6 月 22 日に事前測量を地元へ周知し 7 月 9・11 日に事前測量を行い、各種資料との整合性などを検討し 8 月 10～13 日に現地を再確認し、境界立会日を 9 月 18 日に計画、関係者に 9 月 7 日に立会依頼を行いました。しかし 9 月 12 日に一部関係者より諸事情により延期の申し出がありましたので、9 月 13 日に立会中止及び延期の通知を行いました。その後に延期申出者と協議した結果 10 月 17 日に、11 月以降にあらためて境界立会日を計画することになりました。